

選 択 約 款
(空調夏期契約)

平成29年4月1日

幸手都市ガス株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 単位料金の調整	2
9. 名義の変更	3
10. 契約の変更又は解約	3
11. その他	4
(付 則)	
1. この選択約款の実施期日	5
(別 表)	
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	6
2. 料金表	6

1. 目的

この選択約款は、夏期の空調分野におけるガス利用の拡大により負荷調整を推進しつつ、当社の供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件を変更後の選択約款とするものといたします。

3. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「契約使用可能量」・・・ 空調用熱源機の全定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値をいいます（小数点以下切り捨て）。
ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルといたします。
- (2) 「空調機器」・・・ 消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (3) 「その他期」・・・ 4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの8か月間をいいます。
- (4) 「冬期」・・・ 12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (5) 「消費税等相当額」・・・ 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (6) 「消費税率」・・・ 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8%といたします。
- (7) 「単位料金」・・・ 8に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客様がこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 空調機器を使用すること。
- (2) 空調機器のガスの使用量を計量する専用のガスメーターを設置すること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。契約を変更する場合も同様といたします。
- (2) 申し込みの際お客様は、所定の申込書を用いて、契約使用可能量を定めて当社に申し込んでいただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始する場合は、料金の適用開始の日から同日以降最初の定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
 - ② 既に当社と他のガス使用契約を締結しているお客様が、この選択約款の申し込みをされ

た場合は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。

- ③ 契約期間満了に先立って、当社とおお客様の双方が契約内容について異議のない場合、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以後これにならうものいたします。
- (4) 当社は、この選択約款の契約期間満了前に解約又はガス小売供給約款に変更されたお客様から、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款による申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又はガス小売供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合には、この限りではありません。
- (5) 当社は、この選択約款の契約期間満了前に、お客様から他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客様が当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、ガス小売供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合には、この選択約款による申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日における空調機器専用ガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(3)により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
- なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合は、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延伸いたします。
- (2) 当社は、料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。
- (3) 当社は、その他期の期間については別表の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。この場合、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 当社は、冬期の期間についてはガス小売供給約款に定める料金の算定を適用して、早収料金を算定いたします。この場合、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。

8. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合には、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。
- なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(4)のとおりといたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金 (1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金 (1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格 (トン当たり)

85,290 円

② 平均原料価格 (トン当たり)

別表の1(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定した、トン当たりLNG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格 (算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)を基に次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9545 + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0461$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びLPG平均価格は、当社の営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 名義の変更

お客様又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客様又は当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更又は解約

(1) 2(2)によりこの選択約款が変更された場合には、契約期間中であっても双方協議して、この契約を変更又は解約できるものといたします。

(2) 当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合 (4の適用条件を満たさなくなった場合を含む。)には、契約期間中であっても相互に契約を解約できるものといたします。

す。

11. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

(付 則)

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合には、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします(小数点以下の端数切り捨て)。

(算 式)

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金×消費税率÷(1+消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金×消費税率÷(1+消費税率)

2. 料金表(消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

1 か月につき	21,600.00 円
---------	-------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	324.00 円
-------------	----------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	110.55 円
-------------	----------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。